中央建設業審議会・社会資本整備審議会産業分科会建設部会

令和５年審議　第３回基本問題小委員会

令和５年７月２７日

【沖本入札制度企画指導室長】　　そうしましたら、定刻となりましたので、ただいまから令和５年度審議第３回の基本問題小委員会を開催させていただきます。

　委員の皆様方には、御多忙のところお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

　本日の委員会には、委員総数の２分の１以上の御出席をいただいております。「中央建設業審議会・社会資本整備審議会　産業分科会建設部会　基本問題小委員会運営要領」の第３条第１項の規定による定足数を満たしておりますことを御報告申し上げます。

　なお、同運営要領第４条第１項により、本委員会は公開されております。

　報道関係者の皆様のカメラ取りは、議事に入るまでの間とさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

　本日、お手元に配付いたしました資料の一覧は議事次第に記載しておりますが、不足はございませんでしょうか。ございましたら、適宜、事務局に申しつけをいただければと思います。

　それでは、議事に先立ちまして、国土交通省不動産・建設経済局長の塩見より御挨拶を申し上げます。よろしくお願いいたします。

【塩見不動産・建設経済局長】　　先生方、おはようございます。本日は大変お忙しい中、御出席を賜りまして、大変ありがとうございます。私はこの７月から、建設産業の担当の局長を拝命しております塩見英之でございます。先生方には大変なお世話になりますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

　私事になりますけれども、１０年前、そして１２年前に、入札制度の担当の室長や労働資材の担当の室長をやらせていただいていたことがございました。その当時は、建設業の供給過剰構造といったことがまだ議論されていた時代でもございましたけれども、一部、社会保険への未加入問題への対応といったことでありますとか、公共工事の設計労務単価の大幅な引上げを図って、処遇を改善していかなきゃいけない、そういうような新しいテーマにも光が当たり始めた時期であったと記憶をしてございます。その後、関係各位の懸命な努力にもかかわらず、問題はさらに深刻化しているのではないかと思います。

　この委員会におきます大胆な御議論、そして、それを踏まえた業界自身による懸命の自助努力、こういうものなしに、今後の建設産業の持続発展はない、そういう非常に厳しい現状認識と覚悟を持って、これから取り組んでまいりたいと思っております。幸い１０年前にもお世話になりました先生方のお顔が大変多数おられますし、また、各界の第一人者の方にお集まりを賜っております。大変心強く思っております。

　この委員会、今日で３回目ということで、これまでも精力的な御議論を賜っておりますことに、感謝を申し上げます。

　本日は、前回、小澤委員長から御指示があったとお聞きしておりますけれども、教育の関係者の方からお話を賜るということになってございます。建設産業の持続可能性ということを考えますと、若手の入職、これが一番の課題だと思います。ある意味では、人材の獲得合戦にどう立ち向かっていくのか、業界を挙げて取り組んでいかなければいけない大変大きな課題だと思います。それに大変参考になるお話を、承れるのではないかと思っております。

　また併せて、これまで御議論を賜ってまいりました契約の透明化によりますリスクの分担の問題、そして、賃金の引上げ、処遇の改善、こういう大きなテーマにつきましても、引き続き御議論を賜りまして、成果に向けて前に進んでいければありがたいと思っております。どうぞよろしくお願い申し上げます。

　委員の先生方には、本日以降を含めまして、ぜひ専門的な御知見をお開きいただきまして、私どもの議論が活発になるようにお力を賜れれば大変ありがたいと思っております。どうぞよろしくお願い申し上げます。

【沖本入札制度企画指導室長】　　それでは、本日の委員の出席について、補足説明をさせていただきます。本日の第３回基本問題小委員会につきまして、芝浦工業大学工学部教授の蟹澤宏剛委員につきまして御欠席の連絡をいただいております。また、京都大学大学院工学研究科准教授の西野佐弥香委員に加えまして、本日、教育関係者として臨時に御参画をいただいております東京都立町田工科高等学校の池上信幸校長、それから、宮崎県立延岡工業高等学校の土木科の岡田篤教諭に、オンラインで御出席をいただいております。

　また、前回に引き続きまして、一般社団法人全国中小建設業協会の土志田領司会長にもオブザーバーとして御参加いただいておりますことを、御報告させていただきます。

　これより議事に入らせていただきますので、報道関係者の皆様におかれましては、これ以降のカメラ取りは御遠慮いただければと思います。

　それでは、これ以降の議事の進行は、小澤委員長にお願いいたします。よろしくお願いします。

【小澤委員長】　　それでは、本日は冒頭に今、御紹介がありましたとおり、建設産業に学生さんを送り出していただいております、工業高等学校の先生方からのヒアリングをさせていただければと考えております。

　最初の議事でございますが、教育関係者からのヒアリングについてということで、オンラインで御参加いただいております、最初に、東京都立町田工科高等学校の池上信幸校長からお話をいただければと思っております。

　池上先生、どうぞよろしくお願い申し上げます。

【池上校長】　　おはようございます。都立町田工科高等学校の池上と申します。本日はどうぞよろしくお願いをいたします。

　先般、事務局から、学生・生徒が就職先を選ぶ際に重視している点と、建設業界が魅力ある就職先候補となるためにどのような改善が必要か、学生・生徒や学校関係者の視点から意見を求められました。私の専門が建築であることから、今回のこのような御依頼をいただきましたが、私自身が建設系の学校を離れて随分時間がたっておりまして、最近の状況等を含めて、建設系の教員からの聞き取りをベースに、都内建設系工科高校の意見として説明をさせていただきます。そんな事情から、陳情的な意見や、偏った的外れな意見もあると思いますが、御容赦ください。

　それでは、資料を１枚おめくりください。

　まず、１点目の、就職先を選ぶ際に重視する点ですが、資料を御覧いただいて分かるように、一般的に考えられているポイントと変わるところはありません。最近の傾向としては、会社の規模やステータス、年収や将来性といった要素は当然重要なポイントではありますが、勤務場所や転勤の有無、週休日の日数、残業の程度といった労働条件を優先する生徒が増えています。

　最近の気になる傾向として、本人の希望や判断というよりは、保護者の意見に影響される傾向が強まっていると、教職員は感じているようです。また、ＳＮＳなどの書き込み情報で、俗に言う裏サイトの情報も影響していて、その情報を基に候補から外したケースなども、報告をされています。さらに、ネット系の高卒求人専門サイトからの情報で会社を選択している生徒も、数は多くありませんが、いるようです。重視するポイントの優先順位には多少の前後がありますが、生徒や家庭が得る情報源は、学校や求人票だけではなく、ネット系の情報も影響力を持ち始めたというところに、注意が必要かなと思います。

　一方で、学校は情報提供はするが、会社選択は自己責任という考え方の教員が増えていることも、背景にはあるかなと思います。

　次のページです。

　生徒・教職員がこれからの建設業界に期待することになります。正確なデータや資料はありませんが、建設系の学科に在籍をしている生徒は、主にゼネコンということになりますが、悪いイメージを持っている生徒はそれほど多くはないようです。ＣＭの効果や、業界のことはあまり知らないといった事情もあるかと思いますが、一般的には好意的な受け止め方をしているようです。よって、今回提示しているこの資料は、建設系学科の教職員が考えていること、期待することになります。

　全般的には、３Ｋでダーティーなイメージを持っている教員が多いことは否めません。端的に期待することを項目として掲げるとこのようになりますが、これも何年も前から言われ続けていることで、特に新しいものではありません。

　この業界の離職率が高いことが背景にあると思いますが、教職員の意見として、建設業界の働き方改革がまだ実施をされていない、延期されたことが残念だとする意見が複数出ています。いろいろな事情があり、迅速な対応が難しい現状というのはある程度理解ができますが、これだけ深刻な人手不足の状況にあり、業界の本気度が試されているにもかかわらず、会社側の事情が優先された結果だと考える教員は、少なくありません。それぞれの項目の改善は当然のこととして、期待することを一言で言えば、そのような体質、価値観の改善ということになるのかなと思います。

　次のページです。

　続いて、いただいたオーダーではありませんが、都内工科高校の建設系学科の就職状況をお知らせいたします。全日制高校では、都内には建設系学科を有する工科高校が５校あり、全体で９クラス規模となっています。ここにお示しをした数値は概数として御覧いただきたいのですが、昨年度、建設系学科の卒業者は２８８名で、就職希望者が１７６名、割合としては約６割です。各校の建設関連企業からの求人数の合計になりますが、延べ３,５７４通で、結果的に建設関連企業に就職をした者は１４７名です。建設関連企業への就職率は８割を超えています。専門学校や大学卒業者の状況は分かりませんが、他県の工業高校も似たような状況にあるのではないかと思います。

　今、多くの企業で高校卒業者の求人を検討されていますが、建設業技能系職種は求人票に学科不問のところが多いので、やり方によってはさらに多くの人材を確保できる可能性があると思いますが、建設業の技術系職種、現場監督などの職種は、建築または土木と学科指定の場合がほとんどで、これまでも高い割合で卒業生を建設業に送り出している状況を踏まえると、これ以上の増加は難しいと考えています。

　最後に、聞き取りをした私の感想を述べさせていただくと、今回、事務局からいただいた資料からは、業界の全体像、平均的な姿を確認することはできますが、教員から聞いた卒業生からの報告や相談の状況と、乖離があるなというのが率直な気持ちです。偏りのあるデータになりますが、インターネットなどに見られる民間の調査では、建設業の平均残業時間は月平均で５０時間を超え、建設業、高卒の３年以内の離職率は４割以上とするものが非常に多いです。多くの企業では状況を真摯に受け止めて、職場環境や労働条件の改善に努めているのだと思いますが、問題は、そのような改善に積極的ではない企業が一定の割合で存在をし、そのことが業界全体の課題として捉えられているということだと思います。

　また、離職率については、送り出す側の問題点として、高卒の就職活動における一人一社制の問題があります。この制度は、多くの高校生に採用の機会を与え、また内定率も高くなるなどのメリットもありますが、成績による校内調整や、学校から推薦が得られる企業を選択する傾向がミスマッチを助長し、早期退職の原因だとする意見があります。一部の都道府県でこの制度の廃止や緩和の動きがありますが、少数にとどまっています。問題の解決には、多方面からの改革を推進し、人材を確保して、丁寧に育成していく以外に方法はないと思います。

　働き方改革関連法案の実施が２０２４年に迫っていますが、実効性を持たせ、建設業界に従事している方々の労働環境の改善と、これから社会に出ていく若者に、建設業が選択の一つとして誰もが勧められる業界となることを期待して、私からの説明とさせていただきます。ありがとうございました。

【小澤委員長】　　池上先生、どうもありがとうございました。事前にいろんなヒアリングも周りの先生方にかけていただいたようで、御協力に感謝申し上げます。

　それでは、ただいまの御説明につきまして、こちら側の委員の先生方から御質問、御意見がございましたらお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。どうぞ。

【岩田委員】　　建専連の岩田と申します。よろしくお願いします。

　建設業という大きなくくりだったんですけど、専門職種とか職人さんになるというよりも、施工管理のほうに行かれている方のデータでしょうか。

【池上校長】　　これは両方含めて、一応建設関連企業というふうに処理をしております。

【岩田委員】　　その割合ってどんなものか分かりますでしょうか。

【池上校長】　　各学校によって若干のばらつきがありますが、技術系職種というくくりでいくと、６割５分が技術系、主に現場監督系の職種と理解をしています。残りが技能職というようなくくりだと思います。

【岩田委員】　　ありがとうございます。

【小澤委員長】　　どうぞ。

【井出委員】　　御説明ありがとうございます。

　最後のところで、就活で一人一社制ということで課題を挙げられていて、初めてお伺いしてびっくりしたんですけれども、実際にミスマッチを防ぐために、校内調整として、いろいろな企業さんにインターンシップに行ったり研修をしたりと、そういったことはなされていらっしゃるんでしょうか。

【池上校長】　　インターンシップを実施している学校は非常に多いと思います。夏のこの時期も、希望する会社が決まっている生徒は、会社見学等の対応をしていたりということはやっていますが、一人一社制ということなので、複数の生徒が同じ会社を希望すると、そこには希望が出せない状況というのは、現実として発生していると認識をしています。

【小澤委員長】　　ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。そちら、どうぞ。

【浜田委員】　　株式会社ワーク・ライフバランスの浜田です。

　今、働き方改革が実施されていない印象だというところは、非常に残念だなと思ったところですが、他業界と比較したときにそういう印象となってしまうという背景の中に、業界の本気度が高いにもかかわらず、企業の状況を優先してしまっている会社が比較的多いのではないかといったようなお話をいただいたかなと思っています。これは全体としてどうやって機運を上げていくかというところが、今後のテーマになってくるのかなと思っているんですが、逆に、事例は少ないのかもしれないですけれども、こういう企業だったら就職させてよかった、御本人も満足しているといったようなケースがあれば、どういった労務環境を整えられていたのか、どんな働き方であったのかといったようなところを、もし分かれば教えていただけますでしょうか。

【池上校長】　　これは聞き取りの中で出てきたということなんですが、高校側としては、就職した生徒の離職率というのをかなり重要なファクターとして、会社の状況を確認しているんだなと感じました。送り出した生徒が、例えば何割程度３年以内に離職をしているのかということで、その情報を基に、勤務状況といいますか労働状況について、生徒からの報告とか、または聞き取りというようなことでやっていて、多くはやはり週休２日の取得状況がなかなか厳しいといった状況とか、あとは、現場がやはり家庭から通えない状況が多くて、転勤等による負荷が生徒の負担となっているというような認識を持っている教員は多いかなと思います。

　以上です。

【榎並委員】　　日本アイ・ビー・エム、榎並と申します。御説明ありがとうございます。

　今も離職率というお話があって、先ほど４０％以上という数字も挙げられていたかと思いますが、業界全体としてあまり雇用流動性は高くないという認識はあるんですが、この離職率４０％というのは、その後の就職、要は業界そのものを変えてしまっているのか、あるいは、同じ業界の中で企業を移っているのかというところの割合というのは、いかがなんでしょうか。

【池上校長】　　これ、正確なデータというのは今手元にはないんですが、やはり同じような業種・職種を選んで転職をしている生徒が多いというようなイメージを持っている教員は、多いと思います。

【榎並委員】　　ありがとうございます。

【小澤委員長】　　ありがとうございました。

　どうぞ。

【惠羅委員】　　非常に現場の認識に基づいた御報告をありがとうございました。

　最初のほうの保護者の意見が強くなっているという点と、ＳＮＳの影響についてお聞きしたいです。これは、実際、建設系の学科に進まれているということで、もともとの進学に対する保護者の意見みたいなものにも影響しているんでしょうかという点と、あと、この裏サイトですとか、こういういろいろな情報が拡散していることですとか、そういったような建設業全体のイメージが影響しているという感じなんでしょうか、それとも、建設業の中でも特定のいろんな職種・業種であるとか、何か特定の事業規模ですとか、何かそういうイメージの偏りなどはあるんでしょうか。

　以上です。よろしくお願いします。

【池上校長】　　まず、保護者の意見というところは、特にこの建設業界に就職する生徒ということではなくて、高校生一般の傾向として、進学者であっても、それから就職者であっても同様に、親の意見がかなり子供の選択に影響しているということを感じている教員が多いということです。

　それから、様々なネット情報というのが、既に多分、高校進学の段階から、様々な高校において、情報を得る手段として子供たちに定着していて、これは建設業に限らず、様々な企業の情報がスマホ等でも手に入るので、そうした傾向がだんだん表に出てきていると判断をしています。

【小澤委員長】　　ありがとうございました。

　それでは、時間でございますので、池山先生のヒアリングをここで終了させていただきます。どうもありがとうございました。

　続きまして、宮崎県立延岡工業高等学校の岡田篤先生に御参加いただいております。

　まず、岡田先生のから御説明お願い申し上げます。

【岡田教諭】　　宮崎県立延岡工業高校の岡田でございます。本日は貴重なお時間をいただきまして、ありがとうございました。お手元の資料に従いまして、御説明を差し上げたいと思います。

　２ページ目をお願いいたします。

　簡単に経歴を紹介させていただきますが、私も建設業に入職をしておりまして、ゼネコンで約４年間、東京のほうで勤務をしていたんですけれども、実際にはかなり厳しい状況がありまして、この状況を何とかしたいなというのもあり、現在の職種に就いたという経緯もございます。校外での活動では、全国高等学校土木教育研究会などの全国組織の幹事をさせていただいておりまして、先生方の御意見等もお伺いする機会が非常に多いと思っております。

　次のページをお願いいたします。

　学生が就職先を選ぶ際にどの点を注意されているのかというところですけれども、企業選びは基本的には求人票から行いますので、３年生は求人公開が７月からなりますが、７月から公開されたものを数週間で企業選びというのは現実に無理なので、１、２年生の段階から、過去の求人票で進路学習をしながら、自分の進む方向性を決めているというような状況がございます。

　企業の状況はどのようにして仕入れるかというと、ネット、それから企業説明も当然あるんですけれども、部活動、それから中学校の先輩、後輩とか、いろんなつながりのある中で、先輩からの話を実際に聞いて、そこを重視するという生徒が非常に多い、こういう状況でございます。

　それから、先ほどの話題にもありましたが、最後に決めるのは結局本人なんですけれども、保護者の意見を重視する、そういう傾向が非常に強くなっています。先ほども申し上げましたが、７月に求人公開されまして、この夏休みに三者面談、企業見学を行って、９月１６日から受験を行いまう。非常に短い中で人生設計を行うというのは難しいので、かなり前もって企業の勉強等はしていくんですけれども、やはりその中で、今はいいとしても、保護者が高齢になったときに、やはり自分のところに、自分の近くにいてほしいというような保護者の意見もありますので、そのあたりを考慮して、やはり保護者の意見が強くなっているのではないかなと思っております。

　それから、求人票の着眼点ですけれども、いろいろな生徒に聞くんですけれども、休日、給与、それから離職率というのに注目しているようです。やはり離職率が多い業界というのは敬遠されがちなので、単発で受けたとしても、その次の年にはなかなか受験しないというような傾向にはあるようです。

　それから、勤務先についてですけれども、コロナ以前は九州内、どの学校さんも大体県外に出ていくという生徒さんが多かったんですけれども、コロナの１年目、いわゆる都内から出ない、隣県に行かないというような行動制限がかかる中で、夏休みとかゴールデンウイークとか正月とかに地元に帰れないという状況がありましたので、コロナの２年目以降は、地元を重視する、そういう生徒が増えてきているように思っております。

　次のページをお願いいたします。

　学生がどういうふうに魅力を持つかというところになりますけれども、前提として高校生の場合は社会経験が乏しいという状況にございます。アルバイト経験もしたことがない生徒が就職をするという段階で、やはり非常に大きなハードルがあるのではないかなと感じております。

　それから、コロナ以降は進学希望者が増加しております。これは、進学希望の生徒が建設業界を敬遠しているわけではなく、高校時代にできなかった青春というのを大学で取り戻したいというような現状がありますので、進学者が増加している傾向に最近はあります。

　それから、建設業に就職して離職した者のその後の就職先ですけれども、建設業以外に就職する者もいますけれども、やはり建設業を選ぶという生徒が多いように感じております。ですので、他業種に行ったとしても、やはりこれまで学習した内容というのを注目して、建設業に就くという生徒が多いようです。

　それから、給与と休暇のバランスというところですけれども、若手の就業者にとってはどちらも大切ということを感じているようですが、それよりも、入社後の教育環境、いわゆる生徒を今、敬称をつけて呼ぶのが非常に多くなっていますけれども、企業に入られたときに、自己肯定感が持てないような教育をされているところもあるようですので、そのあたりからすると、そういうような自己肯定感が持てないというところで心が折れてしまう生徒もいるようです。

　最後のスライドをお願いいたします。

　建設業界についてはやはり資格重視というところがございますので、その価値をもう少し上昇させてもいいのではないかなと思っております。ですので、ＣＣＵＳの活用をするためにも、やはり高校でのＰＲというのも非常に大切ではないかなと思っております。

　それから、私、九州に住んでおりますので、地元の建設業、そのあたりからすると、先日の大雨で橋の崩落とか堤防の決壊とか、そういうところに携わっているのがやはり建設業、なくてはならない業界だというところをもっとを知ってほしいですし、それは、土木系、建築系だけじゃなく、それ以外の生徒にも広く知ってもらえたらいいかなと思っております。

　それから、３つ目ですが、就職先の候補になるのは、これからは、性別でくくるつもりはないですけれども、女性や、それから他業種の希望者をもう少し取り込んでいければなと思っております。最近、建設ディレクターの求人も増えていると言われていますので、そのあたりで、企業さんは求人を出したときに、新しい職種、新しい職域ということで求人を確保されているところもありますので、そういう求人の出し方というのも企業さんにも知ってほしいですし、高校へのＰＲも必要かなと思っております。

　最後になりますが、「建設業の魅力は、地方にこそある」と書いてありますが、個人的には、県外に出たとしても、建設業の場合は地元に戻って働くことができる。例えば、資格を持って、それを生かして仕事ができる業種だと思っておりますので、県外での企業の経験というのを、ＣＣＵＳを活用してＵターン等に有効に利用できれば、もっと地元に帰ってきやすくなるんじゃないかなと個人的には思っておりますので、そのあたりを充実させていただければと思っております。

　私からは以上となります。

【小澤委員長】　　岡田先生、どうもありがとうございました。幾つかの具体的な御提案もいただいております。御協力に感謝申し上げます。

　先生方から、こちらの委員の皆様から御質問、御意見をお受けしたいと思います。はい。

【井出委員】　　成蹊大、井出です。大変貴重な御情報と御意見、ありがとうございます。特に最後のページのＣＣＵＳと建設ディレクターって非常に重要なキーワードだと思っていて、大変すばらしい御提案だと思っています。

　学生が情報を集めるときに求人票を見るわけですが、その中に、現在の情報だと、入社後にどのぐらいの資格で、何年後にどのぐらいの賃金でという、そういうキャリアップのロールモデルみたいなものが見せられていないということなのでしょうか。

　あと、建設ディレクターが非常に最近話題にはなっているんですが、これに対して助成ですとか、あるいは、システム系で、やや今までは建設業の中心から離れていたような学科の学生までも、関心を持ってくれるようになっているというような、そういったうれしい傾向はあるかどうか、ぜひお聞かせください。

【岡田教諭】　　まず、求人票に、いわゆるキャリアパスみたいなものが掲載されているかというと、それはなかなかないです。会社さんの資料の中には出てくるんですけれども、求人票の中には出てきませんので、具体的に企業を選定する中で、その資料を具体的に読み解いたときに初めて出てくる、そういう状況になります。

　それから、建設ディレクター等の、ほかの学科、それから業種からの興味・関心というところですけれども、今のところは残念ながら話は聞かないんですけれども、ただ、仕事の内容としては、例えば情報系の学科とか、そういうところに興味を持っている生徒、そういうところには非常に取っつきやすい業種だと思いますので、そのあたりはもっと取り込んでいってもいいのかなとは思います。

【井出委員】　　ありがとうございます。

【小澤委員長】　　ほかにいかがでしょうか。はい、どうぞ。

【浜田委員　　ワーク・ライフバランスの浜田です。私は働き方改革でいろんな企業の若手と接する中で、若手層が多様性を受け入れてもらえるような職場というものを求めているように感じていますが、今、先生の御説明の中で、就職先候補になるには女性や他業種希望者もというところのコメントをいただいておったんですけれども、女性や他業種希望者に対してはあまり届いていないという御説明があったかなと思います。もしくは、逆に、建設系の学生さんにとって、女性や他業種の希望者を求めているような企業に行きたいというコメントだったのでしょうか。この就職先候補になるにはというところの意図を、もう少しお聞かせいただければと思いました。

【岡田教諭】　　すみません。ちょっと説明が足りなかったんですけれども、そもそも建設系の学科に入ってくる女子生徒の割合というのは、まだまだ低いんですね。ということは、中学生に対しても、もっと建設業界のＰＲというのが必要かなと思っております。ですので、そういう意味で、広いＰＲというのが必要かなと思っております。

　実際、入学した生徒については、建設業以外に就職する生徒も中にはおりますけれども、入ってくる生徒に聞くと、ほとんどが建設関係の仕事に就きたいという生徒が多いですので、そのあたりの生徒にもっと高校でもＰＲができればなと思って、このような書き方をさせていただきました。

【浜田委員】　　裾野を広げていこうというテーマだったんですね。ありがとうございます。

【小澤委員長】　　ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

　それでは、時間になりましたので、以上で教育関係者の皆様からのヒアリングを終了させていただきます。池上先生、岡田先生、御協力どうもありがとうございました。

　それでは、続いての議事に入らせていただきます。

　請負契約の透明化による適切なリスク分担についてということで、まず、事務局より資料の説明をお願いいたします。

【御手洗建設業政策企画官】　　国土交通省建設業課建設業政策企画官の御手洗でございます。

　お手元の資料２を御覧いただければと存じます。請負契約の透明化による適切なリスク分担につきまして、まず１ページを御覧ください。

　前回までの議論の中で、大きな制度設計の方向性といたしましては、パートナーシップの構築というものを目指しまして、情報の非対称性の解消ですとか、価格変動への対応の契約上での明確化、当事者間でのコミュニケーション、そういったことを制度的に担保していくことで、建設業界全体にこうしたことを広げていくといった方向性を御提示させていただいてございます。

　２ページ、３ページに、それに基づきました具体的な打ち手を整理させていただいてございます。こちらも前回まで御議論いただきまして、大筋、皆様に御同意いただいたところかと考えてございますが、まず情報の非対称性に関しましては、見積り時、契約締結前に、受注者から注文者に対しましてリスク情報に関する情報提供を義務化していく。また、予備的経費に関しまして、契約書の中に明記していくことを促進していく。さらには、コストプラスフィー方式による標準約款を制定していって、請負契約の選択肢の１つとしていくといったこと。

　また、対応の明確化という観点では、受発注者ガイドラインにおきまして、民間約款の活用が基本であるということを明記するですとか、あとは、建設業法の中で、資材価格が変動した際の請負代金の額、工事内容の変更に関する定めということまで法定記載事項としていく。さらには、それに当たりまして、現状、民間約款の３１条で言ってございます、経済事情の激変ですとか物価・賃金の変動といった文言の解釈を明確化していくということ。

　さらには、３ページになりますけれども、当事者間のコミュニケーションということで、実際にそういった事象が生じたときに、受発注者間で誠実に協議すべきことを建設業法に規定するですとか、あと、現状、不当に低い請負代金を禁止してございます１９条の３につきましては、公正取引委員会の措置を通じて是正することとしてございますが、これらにつきまして、建設業の所管の行政主体でございます国交大臣、都道府県知事による勧告を、民間事業者に対しても行えるようにする。さらにはその前段といたしまして、不当に低い請負代金として違反につながる恐れのある行為というのを類型化していくことといったこと。さらに、これらの取組、まずはきちんと全体像を把握していくために、請負契約の適正化に関わる情報の調査・整理・公表といった法令上の根拠を置いて、組織体制を整備していくこと、こういった打ち手をやっていくということで整理をさせていただいたところでございます。

　そうした中で、前回、委員の皆様から様々な御指摘をいただいたところでございますが、まず、４ページでございます。前回のいただいた御意見の中で、設計施工一貫型、もしくはデザインビルドといった方式におきましては、設計の数量ですとか設計ですとかが確定していない段階で、仕事が始まっているといったことを御指摘いただきました。

　４ページのところで模式的に整理させていただいてございますけれども、例えば設計施工一貫型（ＤＢ方式）の場合ですと、実際に基本設計の前の段階で、設計合意ですとか、設計施工契約といった形のものを行うことになりますけれども、実際その後に、基本設計の後で、設計施工契約が結ばれたり、もしくは、実施設計の後に工事確定合意といった形で、額が決まってくるのが実際に業務が始まった後になってくるといった形になるかと考えてございます。そのため、最初に結ばれた段階での合意ですとか契約のところから、変更の蓋然性が高くなってまいりますので、こういったところでどういうふうにリスクを管理していくかが重要になっていくと考えてございます。

　こうした設計の変更という点に関しまして、現行の建設業法の中での整理でございますけれども、５ページを御覧いただければと存じます。上の四角の２つ目の黒丸にございますけれども、今現行で、建設業法の中で設計変更、もしくは工事着手の延期といったことが起こった際に、どのような形で工期変更ですとか請負代金の額を変更していくか、そういったことの算定方法に関する定めというものについては、契約の中できちんと明記するようにといった形で建設業法は規定してございます。これはすなわち、例えば契約締結後に追加工事等が発生した際に、その着工前に、きちんと書面による変更契約等を行わない場合については、契約上不適切になってくるであろうといったことを、建設業法上では考えてございます。

　また、前回以来御紹介させていただいてございます、不当に低い請負代金を禁止する１９条の３ですとか、著しく短い工期を禁止する１９条の５に関しましても、契約締結後に工事内容の変更ですとか原価上昇があった際に、必要な契約を変更しない場合については不適当であるといったことを、建設業法上では整理しておるところでございます。

　こうしたことをまとめますと、６ページでございますけれども、設計変更等が生じた場合におきまして、請負代金額、工期の設定につきまして、必要な契約変更を行っていただくということが、現行の建設業法上でも予定しているところでございます。今回、制度改正によりまして、例えば契約締結前の受注者からのリスク情報提供の義務化ですとか、契約書の中で価格変動の請負代金の変更等の定めを明記していくといったことを加えることを考えてございますが、こうした措置を通じて、協議を通じた契約当事者間のパートナーシップの構築を図ることが必要であると考えてございますけれども、今回、御審議いただきたい事項といたしましては、こうした既にある制度、また今回加えていく制度の実効性を確保していくために、例えば設計施工一貫型のように契約変更の蓋然性が高い契約方式におきまして、見積り時または契約締結前のリスク情報提供において、どのような形でどのような情報を提示していくことが適切かですとか、もしくは、契約締結時に、どのような事項について受発注者間で合意が行われていることが望ましいか、または、実際にそういった事象が生じた際に、どのような情報提示ですとか、どのような確認方法を取っていくことで、契約変更の協議などを円滑化していくか、こういった点について御審議をいただければと考えてございます。

　７ページのところ、参考の事例でございますけれども、シンガポール、もしくはＦＩＤＩＣの中でもうたわれてございますけれども、ＧＢＲ（Geotechnical Baseline Report）というもので、これは地盤調査の関係でございますけれども、このＧＢＲの中では、地盤調査が実際に行われたものに基づきまして、７ページの下のところにございますけれども、その調査結果から導かれるリスクの抽出ですとかリスク解決策、もしくはリスクを処理する方法の提案といったものが、この報告書の中で取り込まれるという形になってございます。

　これは、もちろん発注者から受注者に提供されるものではございますけれども、一つ、リスク情報提供の在り方といたしまして、実際に調査などによって導かれたファクトから、そういったリスクみたいなものを出していくといった形を取ることで、野放図な、何でもかんでもリスク提供として放り込むといったようなことを避けることができるのではないか、そういった観点で御紹介させていただくものでございます。

　また、８ページを御覧いただければと思いますけれども、こちら、国交省の直轄工事におけますスライド条項の適用の際の算定のフローでございます。オレンジ色の四角で囲ってございますけれども、実際にスライド条項適用を受注者が希望する際には、材料ごとに対象数量ですとか、購入の時期、購入先等々が分かるようなものの証拠といたしまして、納品書ですとか請求書ですとか領収書、こういったものを御提出いただくこととしてございまして、逆にこういったものの提出がなければ、スライド条項の対象とはならないといった形になってございます。これらのように、実際に事象が起こった後に、情報提示といたしまして、こういったファクト、エビデンスのようなものを提出していくといったことが、一つ、方向性としてあるのかなと考えておるところでございます。

　今申し述べた論点の①というのは、主に契約の形態に関することでございますけれども、もう一つ、前回御指摘いただいた点といたしまして、契約の主体に関することがあると考えてございます。

　９ページを御覧いただければと存じますが、例えば発注者が個人の方、個人の住宅などである場合については、そうした発注者の方は、知識・ノウハウが乏しい場合が多いと考えられます。また、受注者におかれても、小規模事業者の方であるような場合につきましては、大企業に比べてリスク管理ですとかリスク提供に課題を抱えている場合が多いのではないか、こういった御指摘を頂戴いたしました。

　今回御審議いただきたい事項といたしましては、そうした契約の一方当事者がリスク管理・対応能力に課題を抱えている場合に、どのような情報提供の在り方が考えられるかといったことが１つ。また、今回、リスクの情報の提供、契約上での合意、また、その後の協議といったものを通じてのパートナーシップの構築というのを考えでございますけれども、例えば契約の一方当事者がリスク管理・対応能力に課題がある場合においてまで、こうした協議を通じた解決というのを必ず全て強制しなければいけないということではないのではないかといった点について、御意見をいただければと考えてございますが、一方で、協議を通じて解決をしないといった場合に、どのような手当てが必要であるか、こういったことについても御意見をいただければと考えてございます。

　そうした形で契約の適正化、契約の形態ですとか契約の主体についてのもろもろ課題があると考えてございますけれども、今後、制度改正もした上で、こうした考え方を整理した上で、制度運用の円滑化ということを行っていくために、もろもろの概念、今日いただく御意見も踏まえながら、ガイドライン等で明確化を行っていって、周知徹底していかなければならない、このように考えておるところでございます。

　もう１点、前回、もろもろ御指摘いただきましたオープンブック・コストプラスフィー契約の関係でございます。１０ページを御覧いただければと存じますが、先ほど申し述べましたとおり、２つ目の丸にございますとおり、オープンブック・コストプラスフィー方式は、請負契約締結の際の選択肢の一つとなることを目指すということを考えてございます。そのために標準約款を制定していくということになりますけれども、特に事務手続の煩雑性ですとか、受発注者間の公平性の確保といった観点がございますので、海外事例の調査も行いながら、国内で実際に行われている受発注者ですとか、そういった方々からのお話も聞きつつ、標準約款に落とし込むために、専門家、実務者の方から成る検討会において、今後、標準約款の制定について検討していきたいと考えてございます。

　その際、それに当たりまして、今回、観点としてぜひ御審議いただきたいと考えてございますのが、青い四角の中でございますけれども、受発注者間の公平性を担保するためにどのような契約条項が必要かであるとか、あとは、受注者の観点で工事原価、なかなか、いろいろ事細かに明らかにしていく際に事務作業が膨大になってまいりますけれども、どのように実運用とのバランスを取っていくべきかですとか、あとは、会計上の内部統制のような観点について、どのような点に留意すべきかといった点、または、発注者のほうから見ますと、合理的に確認事務を行う際にどのような契約としていくべきかですとか、例えばＣＭＲの活用等によりまして、こういったことをどのようにやっていけば適切に確認していくことができるか、こういった点について御意見を頂戴できればと考えているところでございます。

　後ろのところ、参考でオープンブック・コストプラスフィー契約の模式図でありますとか、実際の事例などを掲載させていただいてございますけれども、説明は割愛させていただければと考えてございます。

　事務局からは以上でございます。

【小澤委員長】　　御説明、ありがとうございました。それでは、ただいまの御説明につきまして、御質問、御意見をお受けしたいと思います。いかがでしょうか。

　大森先生、お願いします。

【大森委員】　　大森です。今、御説明いただいた内容、基本的にはよくおまとめいただいて、分かりやすく、ありがとうございました。このまま、基本的方向性としてはいいと思っています。ただ、６ページで、一応御審議いただきたい事項としてテーマをいただいていますので、一つ一つというよりは、全体を通じて参考ということで意見を述べさせていただきます。

　設計変更等をめぐる代金トラブルというのは、建築訴訟で非常に多いんですね。私ももう３５年ほどこれを専門に取り扱っていますけど、非常に多い。また、裁判上必要とされる事項を一応クリアすると、裁判する前に決着がつくというのは、これも、結構明らかですね。一番トラブルを防止するためには、裁判をやったって、こういう結論にしかならないというような材料集めをすることが一番いいだろうと、私は個人的に思っています。

　そのためには、先ほどの変更額を確定するためには３つの要素があります。１つは、当初の設計内容が明確であるということです。ここが不明確だと変更したかどうかよく分からない状況になる。だから、当初の設計内容がはっきりすること、これが一つ目です。

　２つ目が、変更内容が明らかだということと、もう一つ、変更指示権限が明らかだということです。実は建築の場合ですと、工事監理者ないし監理者という存在がほぼ設計変更に絡んでくるんですが、その人が変更指示権限を持っているのか、持っていないのかというのは、結構大きな問題になります。もし持っていないとすると勝手な変更になるので、発注者からすると、全部やり直せというトラブルにもなりかねない。だから、変更内容、それから指示権限、これが２つ目です。

　３つ目が、変更による減額と増額、これをどう定めるかということです。減額の場合は、一般的には内訳書記載の単価掛ける数量だと言われています。したがって、内訳書に記載がない、単価が記載にない、一式で書かれていると、ここでもめます。増額の場合は、一般的に時価とされています。これは、当初からまとめて大量に調達する場合と違って、１つ、２つ増えたのをその場で調達するとなると、なかなか当初の金額どおりにいかないということで、時価というのが一般的ルールになっていると思います。民間の七会約款でもそうなっていると思います。

　ただし、時価というのは双方の認識が大体不一致なんですね。幅があるものですから、安いほう、高いほうと、双方の立場によって必ずか変わる。ここは、なかなか話合いで決着をつけるというのは難しいことが多いので、万が一には、私は前から申し上げているんですが、建設工事の紛争審査会を大いに活用できると思っております。

　もう一つ、当初の設計内容に関してですが、設計情報の密度がアップするということが非常に重要なんですね。これ、今の情報がどのくらいかというのは、個々のケースによって違いますけど、仮に密度は今のままとしても、設計条件が明示されていないというのが結構大きな問題と思います。

　いろんな社会問題が起きている中には、設計条件が明示されていれば、そんなには問題にならなかったかなと思えるようなものも、散見されるところだと思っております。

それから、今度、具体論として、そこの一番上にある、どのような情報提供をすべきかというところの具体的なものとしては、建設生産システム合理化推進協議会の「施工条件・範囲リスト」というのがあり、元下関係で請負代金に影響のある条件・範囲を専門工事種目別にリスト化されているので、そういうものの利用も考えられると思っています。

　すみません、あと少しだけ。９ページと１０ページですが、９ページに関して、課題を抱える場合に協議を円滑化するためにはどうしたらいいかと、これは、私はＣＭＲの活用が一番だろう。情報量がない人と幾ら議論しても、納得してもらうということはなかなか難しいと思います。やはりそこにはアドバイザーというか、助け舟という役割の人、すなわちＣＭＲが必要だろうと思います。

　それから、１０ページに関しては、一番下の第三者的なコンサルタントの活用という点は、非常に私も賛成です。こういった建設プロジェクトの場合には、発注者、詳しい人は問題ないですが、詳しくない人の場合にどうしたらいいかといったら、その人の立場に立って、やっぱりいろんな客観的な情報を正確に提供する人が必要だと、私は思っています。

　以上です。

【小澤委員長】　　大森先生、貴重な御意見、どうもありがとうございました。

　そちらは丸山さんですね。

【丸山委員】　　山下ＰＭＣの丸山でございます。失礼いたしました。

　前回のときに、多様な入札契約方式に基づきまして御議論いただきたい旨、意見を述べさせていただきまして、御検討いただきましてありがとうございます。その点につきまして、私から幾つかお話しさせていただければと思います。

　特にＤＢ発注につきまして、設計施工一貫型（ＤＢ）の場合というところで、契約時点で数量・設計が確定していない上に、当初見積りから工事契約まで数か月から１年程度の期間を要する場合があり、契約プロセスにおける契約変更の蓋然性が高いという書き方をしていただきました。これは、受注者側から見ると、まさにそのとおりだと思います。ただ、発注者側は全くそう考えていない、そこが一番の問題点だと思います。

　発注者側を代表してお話をさせていただきますと、これはＰＦＩとほぼ同じでして、特に大型の工事で設計施工一括を採用するケースが非常に多うございます。それは、調達の問題等もあるため、つまり実施設計を全て終わらせてから入札をかけようとしても、鉄骨の調達に１年半もかかるということであれば、早い段階からゼネコンさんを調達していかないと、工事の期間が非常に長くなってしまう。そういったことから、民間の大型発注におきましては、最低でも実施設計以降からもうゼネコンさんが入ってくる。基本設計から、全て設計施工一括といったようなケースは非常に多うございます。

　その場合、発注者が提示をするのは、仕様も数量も一切提示をしないです。何を提示するのか。ＰＦＩと同じで要求水準です。性能を規定し、そして、そこにどういったものをどういうふうに造りたいのか。場合によっては予算も提示をします。どれだけの金額でこの要求水準のものを造ってほしいということを提示し、受注者側が、調達の自由度も併せ、使用数量全て、設計についても請け負っている。それに対して変更の蓋然性が高いとは、発注者側は考えないということです。発注者は、そこは受注者の責任でやったのではないかというふうに考えている。だからここに、受発注者間での齟齬というのが生まれているということだと思います。

　ＤＢ発注に関しましては、現在、公共でも大変多く、自治体発注の工事でも大変多く採用されています。まずは公共工事において、ＤＢ発注における物価上昇分等の精算の仕方というのを決めていただきたい。ＰＦＩも同じだと思います。その次に、民間にということなのではないかなと考えているといったところでございます。

　実際、協議をしましょうということではありますが、現状におきまして、もう圧倒的な売手市場の中で、価格の協議を行わないといった場合に、受注者は一切手を挙げないので、市場の原理としてもう既にそうなっています。ただ、我々は、私どもＣＭが入る場合には、民間であってもスライド条項を入れましょうということを申し上げます。なぜスライド条項を入れろというふうに言うのか。それは、ただの協議だったら、絶対もめて答えが出ないからです。

　本当にＣＭＲ、我々のような第三者が入っても、これが妥当な金額であるということが受発注者間で妥結できない。受注者側は、物価本なり、日経連さんが出されている代表単価でも結構です。コスト調査会の数字でもいいです。我々が持っている数字でもいいです。そういったもので、ここが相場感じゃないか、この数字じゃないか、これはあなたの責任ではないか、これは発注者の責任としての設計変更ではないかということをやったとしても、たとえスライド条項を入れていても、それでは納得できない、それでは足りないとして、協議がうまくいかなくなるというのが現実ですので、ほぼ全ての案件でその状態です。ですので、まずはそのルールを決めましょうというのが前提です。ただ、協議をしなさいだけでは、今の混乱は何も解決しないというふうに、私どもは現場の感覚としては思います。

　パートナーシップという観点では、これは発注者も皆、納得はすると思います。これを嫌だという方はいらっしゃらない。まずは皆さん、協議のテーブルにはほとんどの発注者がついていらっしゃる。なので、パートナーであるというのであれば、今も出されているかと思いますが、発注者側も納得のできる資料をきちんと提示して、そういう協議を行ってくださいということを、発注者だけではなく受注者に対しても、国土交通省様から御指導をいただきたいと思います。

　実際、今の現場の中で、設計事務所の工事監理者、我々のような第三者のＣＭＲ、ゼネコンさんに追加のお金を払うために、我々の利益を削っているというのが現状です。我々もかなり苦労をしていますが、なかなかそこが妥結していかない。それは、やはり共通的なルールというのがまだまだ、いわゆる入札契約方式ごとに定まっていないということが原因なのではないかなと思います。

　これはコストプラスフィー、オープンブックの形でやったとしても同じです。海外の事例でいきますと、デーワンからクレームレターは山ほど出てきます。万の単位でクレームレターが出ます。それを全部見ていかなければいけないのが、ＰＭ、ＣＭの役割なんですけれども、このクレームレターも、どういう場合に出せるのか、どういう場合に協議になるのか、これは、受発注者間の共通の認識というのを醸成できるような御指導をお願いしたいと思っております。

　すみません、長くなりました。ありがとうございます。

【小澤委員長】　　重要な御指摘、ありがとうございます。

　ほかにいかがでしょうか。はい、どうぞ。

【荒木委員】　　建設業協会の荒木です。

　ちょっと本来の議論とずれたらごめんなさい。先ほどの設計施工一体型というのは、ＤＢ方式を前提にまとめておられるのは十分分かるんですが、建設業界がすごく大きい市場で、できるだけ広くあまねく全部対応するためには、大きい目線で物事を考えたいなと思っていまして、そういう意味では、設計施工一体型というのは、もう一つは民間の一般の特命工事、これも設計施工一体型が多いんです。ここのところも、その対比といいますか、考えの視野にぜひ入れていただきたいなと。国交省さんの所管しているところだけをすっと切り取って、そこだけ修正というのではなく、それもいいんですけれども、できるだけ広くあまねく通用する制度設計といいますか、考え方の中に、民間特命という、地方ではそれがメインの工種の一つになりますから、分類の１つになりますから、ぜひお考えを入れていただきたいということと、それから、議論の論点と外れて申し訳ありませんが、当事者間コミュニケーションの資料、これは３ページの論点の４つ目に、組織体制を整備と書いてあります。これ、どういう組織体制か分かりませんから一概には何も言えませんが、実際に国を挙げて建設産業の改善のため動くのであれば、市町村あたりがこの組織体制にどう入っていくのかといったときに、現状はマンパワー不足で、一般の荷受調査も満足に対応できていない市町村に過度なノルマがかかるような整備体制をやってしまうと、結局、やっているのは国交省さんだけと、大げさな言い方をするとそういうことにならないように、軽い制度なり運用が可能な制度で、こういう制度運用をしていただきたいなというのを、論点がずれておりますけど、ちょっと指摘させていただきたいと思います。

　以上です。

【小澤委員長】　　ありがとうございます。こちら、手が挙がっておりました。

【東委員】　　日建連の東でございます。

　資料２の２から３ページに記載されております制度改正の内容につきましては、基本的に賛成でございます。特に価格変動等への対応の明確化と当事者間のコミュニケーションについては、この方向でぜひ制度改正に向けて具体的な検討を進めていただきたいと考えています。

　なお、情報の非対称性の解消の部分に関しましては、当会会員企業のように比較的大きな規模の建設会社であれば、おおむね対応可能と考えておりますけれども、前回、ほかの委員の皆様からも御指摘がありましたとおり、対応レベルに差がありますので、様々な選択肢を用意することが重要と考えております。

　また、６から７ページにある設計変更が生じた場合の論点に関しましては、現行建設業法上でも、必要な契約変更を行うことが規定されておりますけれども、資料２の賃金引上げや資料３、働き方改革の実効性を担保するためにも、請負金額や工期が確実に変更されるよう、当該設計変更によって生じる請負金額の増額、あるいは工期延伸に関しては、受注者側からも明確に情報提供をさせていただいて、発注者に協議に応じていただける仕組みづくり、土台づくりが不可欠であると考えております。

　以上です。

【小澤委員長】　　ありがとうございます。続けてどうぞ。

【岸上委員】御説明、ありがとうございます。私は、会計士をしておりますので、中立的な立場から、打ち手について何点かコメントを申し上げたいと思っております。

　まず最初に、情報の非対称性の解消ということで、建設工事に影響を及ぼす事象に関する情報提供に関してです。この点に関して、工事の管理体制についての情報は、重要になるような印象を持ちました。まずは、先ほど御説明があったように、ＤＢ方式、一括方式など契約形態が出発点になるとは思っていますが、大手ゼネコンなどでは、ＤＢ方式であっても、設計部と施工部で役割分担がなされている状況ではないかと推測いたしております。

　その上で、発注者の立場に立った設計監理、設計どおり工事が行われているかということがしっかりされているかといった体制の観点の情報、また、現場の管理が作業の観点からしっかりされているかという工事管理の観点の情報の２つの視点は、重要ではないかと思っております。ただし、小さい業者、小規模工事であれば、そこまでの必要はないように思いますので、１人の担当の方が誠実に対応するその方法や管理体制で良いかと思います。工事内容や関係者により様々ではあるかと思いますけれども、そういう情報提供なども御検討いただければと思いました。

　２点目は、いろいろ現場の逼迫した状況も含めての御発言があったオープンブック・コストプラスフィー方式に関してですが、これは選択肢の１つとして議論を始めるということと理解いたしました。その際に１点お願いしたいと思います。それは、オープンブック・コストプラスフィー方式がどんな前提条件が満たされた場合、あるいはどういうケースについて選択肢の１つとして成立し得るのかということの議論をしっかりしていただき、その前提条件を、誤解のないようにしっかり周知していただきたいということでございます。

　あえてわかりやすく言えば、コストプラスフィーであればかかったコストを幾らでも請求できるといったような、誤解のある短絡的なメッセージが出てしまうことを、少し懸念しております。私の認識では、受注者と発注者が真剣に対等な条件で工事のモニタリングを行い、議論をし、結果として出来上がるものの質の向上と経済合理性の追求が達成でき、ウィン・ウィンの状況になれるような、すなわち、過程の中では厳しい議論や交渉はあるとは思いますけれども、結果が双方にとって便益のあるものとして成立するように御検討いただきたいと言うのが、２点目でございます。

　３点目は、価格変動等への対応の明確化に関してになります。最後の民間約款第３１条の趣旨は結構だと思いますが、経済状況の激変とか物価・賃金の変動といった文言について、「解釈を明示する」という記載が少し引っかかりました。この議論の端緒も、当時想定できなかったような、コロナですとかウクライナの情勢の変化とか、それまでには想定できないようなことが起こって、それに影響された環境激変も議論の範囲に入っていると理解しておりますので、経済状況の激変の解釈という固まったものを策定するよりも、例示や事例を示すことの方が合理的かなと思います。その上でそれぞれの事例に対してどんな対応があり得るのか、あるいはあり得たのかといったような、ソフトなやり方で理解を促進していくというやり方の方が適切ではないかなと思いますので、御検討いただければと思います。

　続きまして、３ページ目についてのコミュニケーションについてです。コミュニュケーションは非常に重要なことでございます。また、国交省、都知事が、何らかのアクションをつるということもあり得ると思います。しかしながら、民・民の契約に対して不必要に公的機関が関与して、厳しい制度をつくることには疑問もあります。日本のお役人の方は非常に真面目ですので、警告、注意、勧告といったようなことを出していくという制度ができると、かなり細かく適用して、原則である自由な経済活動を阻害する要素になってしまう潜在リスクを若干懸念しております。こちらの主旨は、エビデンスベースに基づいて、目に余る場合に注意ですとか勧告、警告を行っていくということだと思いますので、事実確認については、特定の言い分に依拠するのではなく、くれぐれもしっかり事実確認を行っていただく制度として確立していただきたいと思っております。また、建てつけとして、いきなり注意や警告等を出すのではなくて、まずは不当に低い請負代金と判断された場合には、なぜそうなったのかという説明を求めるといった取組からスタートするということも、御検討いただければと思います。低い請負代金と効率化による経済合理性というのは裏腹と思いますので、質を担保しながら、経済合理的にといった高次な姿を示していくという大原則をじっくり議論していく必要があるのかなと感じました。

　以上でございます。

【小澤委員長】　　ありがとうございました。ほかにいかがでしょう。こちら側、どうぞ。

【惠羅委員】　　法政の惠羅です。次の議題ともかぶさってしまう論点かと思うんですけれども、ここでパートナーシップという用語が出されていますので、それについて一言感じたことなんですけれども、この契約におけるパートナーシップの議論になると、非常に契約当事者間の議論ということで、ある意味、狭義のパートナーシップというふうに、制度・政策をつくる上では、非常に重要な明確化の議論が進んでいると思うんですけれども、今のいろんな委員の方の共通ルールの話ですとか、あと視野を広げることをお聞きする中で、やはりこの基本問題小委員会全体で、現在の業界の危機的なことを考える上でのパートナーシップと考えたときには、もう少し広義のパートナーシップについてもどこかで考えていくベースのようなものがないかと感じていまして、特に次の賃金の議論になりますと、いろいろほかの各国の事例などが出されるときにも、非常に政労使のパートナーシップですとか、また、法律、公の役割ですとか、そういう広い議論にもなりますので、その業界全体の秩序ですとかプラットフォームの在り方という意味で、、ある意味、個別の契約だけではなくて集団的なものですとか、最初のヒアリングにありましたように、職業と教育のリンクを含めたより広い議論という意味でのパートナーシップという枠組みも、非常に必要かなと感じました。

　以上です。

【小澤委員長】　　ありがとうございます。楠先生。

【楠委員】　　楠です。私は１点だけ。１９条の３の話で注意、警告とありますけれども、これは独禁法との二重規制みたいなところがあるんですが、一方、元下に関しては下請法の対象でありませんので、建設業法が単独規制になっているんですね。ここでどのくらい機能しているのかということがすごく大事で、そもそも建設業法をいろいろ運用しようというときに、単独規制である元下関係においてはどれだけ厳格にそういったものが運用できているのかということを、きちんとその実務を踏まえて、それがどこまでその他のものにも応用できるのかということを、実務的には確認したほうがいいのかなと思うんですね。

　元下規制というのは、建設業法の単独規制でありながらも、そこまで頻繁に用いられているのかというとそうでもない気がするので、そこをまず確認されて、受発注者の問題というものにどこまでそれが応用できるのかって、実務的な観点からですけれども、チェックする必要があるのかなと思いました。

　以上です。

【小澤委員長】　　ありがとうございます。ほかに。

【渡邊委員】　　ＵＲの渡邊と申します。私から２点ほど、設計施工、デザインビルドの関連ですが、ＵＲはまだ、あまりデザインビルドに取り組んでおらず、再開発や災害公園などではやっていますが、UR賃貸等では２物件ほど実施しております。

　その中で、やはり先ほど丸山委員からもお話がありましたが、いわゆる工事契約後は、スライド条項という明確な契約の下に動きますが、設計期間中の対応は、もとの設計が未確定ということもあるので、何をもって変更対応を行うのかという点がありますが、ＵＲとしてはそれなりに双方協議を行い対応はしてきておりますが、一方、競争入札を行っての相手方を決めていることから、不当に工事契約までの間にお金をつり上げてしまうと、ほかの競争者から、それだったらうちがというようなことにもなりかねないということもございますので、その辺のルールが今現在やはり未計画ということで、試行錯誤しております。ある程度、着工時契約までに変更を見るという考え方もある一方、どこまでどういうルールで、競争入札の方にもちゃんと不当でないということの説明が対応できるかという点は、少し考えながら進めていきたいと思っていますので、その辺は今後一緒に検討いただければというところでございます。

　もう１点ですが、工事原価とフィーという考え方で今後進めていく中で、まだまだ競争が行われる工事におきましては、自分のフィーを削って入札される、いわゆる売上げを少し減らしてでも工事を取りたいという方もいる中で、発注者として、それをどこまで責任を負って考えていかなければいけないかというところが、まだまだちょっと不明確かなと思います。今後、変更が生じたときに、そのフィーの部分をどう目減りして、いわゆる受注者側の負担でということになりかねないというのもありますし、ある程度のフィーをちゃんと考えた上で予定価格をつくってもらうというようなルールを定めるとか、そういった何か一定の方法がないと、その点が非常に不明確、いわゆる競争という社会の中では、なかなかまだ行き届かないかなという、ちょっと懸念があるというところでございます。

　以上でございます。

【小澤委員長】　　ありがとうございます。はい、どうぞ。

【青木委員】　　住宅生産団体連合会の青木と申します。６ページ目の契約前の受注者からのリスク情報提供というところですけれども、契約締結する前のリスク情報の提供というのは非常に重要なものと考えてはおります。ただ、今回この義務化という形になりますと、やはり義務を怠った、つまり違反ですね、それを恐れて、結局何もかも、考え得るもの全てをリストアップして、それを羅列してしまうということになってしまうと、結局は形骸化してしまう。全部、全てに関して、見積書だとか契約書にいつも同じものがたくさん羅列されているというような形になってしまって、本来の、その現場におけるリスク情報の提供というところから外れてしまう可能性があると思います。

　そういった意味合いで、義務化というのは、特に住宅の場合は、前回も申し上げましたが、なかなかリスクを予測する力が少ない、情報量も少ない、そういった零細の工務店などにとっては非常にハードルの高い話ではないかなと考えております。

　以上です。

【小澤委員長】　　ありがとうございます。

　オンラインで御参加いただいています西野先生、お待たせしました。

【西野委員】　　本日はオンラインで失礼いたします。京都大学の西野です。

　まず、３ページ目のところです。一番下の緑の四角で、国交省として調査を行って、不当に低い請負代金については勧告等を行うということで、今回の改正の実効性を担保する上で非常に重要と思います。そのときに、先ほど御指摘もありましたように、エビデンスベースで調査をするということ、アンケート調査などの自己申告の数字ということではなくて、ある程度きちんと資料を収集しての調査をするということ、それから、その際には、何かしら内部通告などがあったから調査をするということではなくて、ある程度、無作為抽出で調査を行う。実態把握も含めて調査を行う。そのような権限ですとか、国交省がそういうことを行うということを、きちんと制度として明文化して定めておくということは、重要ではないかと思っております。

　またその際に、契約締結時の工期・工事費ではなく、いろいろと設計変更などについても議論がありましたけれども、工事が終わった際に、結果として適切な工期であったか、適切な工事費であったかという判断に基づいての勧告などが必要だと考えております。ただ、その場合、発注者が状況を把握していないということも往々にしてありますので、これは、法制度とするのは不適切と存じますが、受注者は、何かしら変更が生じた際に、それが工期の変更や工事費の変更を伴うような変更であるのか、それともそうではないのかということを、発注者にきちんと都度都度伝えるということが必要で、これは建設業団体での対応やガイドラインなどとして整備すべきと存じます。そうでないと、発注者としても、自分たちはそのような不当に低い工事費や不当に短い工期で実施する意図はなかったのに、その情報の提供を受けられないままに結果としてそうなってしまったということは、非常に避けたい事態と思いますので、やはり、工事のプロセスの中で、都度都度そのようなことの説明を受けると、そういう仕組みにしていくことが必要と思っております。

　それからもう１点なんですけれども、１０ページのコストプラスフィー契約の場合、発注者側も事務作業などが膨大であるということも指摘があります。それについては、今回の基本問題小委員会で議論している範囲にとどまらず、ほかの国交省の政策と併せて対応していくということが重要かと思います。

　例えば具体的には、２０２５年から確認申請において、ＢＩＭの本格施行が始まります。現在、研究で台湾に調査をしにきているんですけれども、来月から発注者向けにＢＩＭモデルのブラウジングについて、講座形式で情報提供を始めるということで、これは、国が国立台湾大学に依頼して設置した第三者的な組織である国立台湾大学のＢＩＭセンターとＢＩＭ連盟が講座の提供を始めると聞いております。

　同じＢＩＭモデルを使って、確認するということであれば、発注者としても受注者としても、一緒のテーブルについて確認などができることになりますので、これは細かい一例ですけれども、実際、今後どういうふうにするべきかということについては、国交省の他の政策とも併せて整備していけるといいのではないかと思っております。

【小澤委員長】　　西野先生、ありがとうございました。ほかはよろしいでしょうか。

　じゃあ、最後とさせていただきます。

【榎並委員】　　日本アイ・ビー・エムの榎並でございます。９ページ目のところなんですけれども、契約当事者間の協議に当たって、リスクの精査ですとか内容の精査、大手企業は当然、先ほど皆様がおっしゃられているとおり、第三者のコンサルなんかの活用が可能かと思いますけれども、必ずしも中小・個人においては、恐らくそういったところはハードルが高いと思いますので、今後、建設業界の持続可能性というところを担保する上では、業界横断的に、こういったものを中小に対して支援できる仕組みですとか機能というところも、国として考えてはどうかなと思いました。ありがとうございます。

【小澤委員長】　　ありがとうございました。

　たくさんの御意見、ありがとうございました。次回以降の取りまとめの中で、御意見を反映させられるようにお願いしたいと思います。

　続いて、次の議事でございますが、賃金引上げについてということで、事務局から説明をお願いします。

【御手洗建設業政策企画官】　　資料の３を御覧いただければと存じます。

　まず、１ページでございますけれども、前回までの議論の中で大きく３つの方向性、１つは標準的な賃金・労務費を示すことで、適切に支払われるべき労務費を確保して、賃金水準が保たれる仕組みづくりが必要ではないか。また、労務費の確保・賃金の行き渡りを阻害するような受注者の不当な廉売行為というのは制限していって、共倒れを防止する必要があるのではないか。また３つ目といたしまして、賃金の行き渡りを確認・担保していく措置をどう考えていくか、こういった方向性だったと考えてございます。

　２ページを御覧いただければと存じますが、具体的な施策の方向性といたしましては、労務費を原資とする廉売行為を制限するために、受注者に対して不当に低い請負代金を禁止して、勧告等により実効性を担保していくこと。また、労務費の相場感を示すとともに、こうした廉売行為を規制するための基準といたしますために、標準労務費というものを中央建設業審議会で勧告いただくこと。また、それとは別に、適切な賃金支払い確保のために、下請約款におきまして、適切な賃金支払いのコミットメント、いわゆる表明保証と呼ばれるものですとか、賃金開示への合意に関する条項などを追加していくこと。また、先ほども出てまいりましたけれども、そうしたことをやっていくために、国として契約の適正化に関わる情報を集めていくこと、こういった制度の方向性を御提示させていただいたところでございます。

　こうしたところの持ち運びにつきまして、３ページに整理させていただいてございますけれども、１つには、標準労務費、中央建設業審議会で勧告いただくという方向を考えてございますので、これの具体的な範囲や内容等につきましては、この中央建審の下にワーキンググループを設置して検討していきたい、このように考えてございます。

　とはいえ、そうした議論をやることと並行して、賃金の行き渡りの確認につきましては、まずは公共工事におきまして、ＣＣＵＳの活用も念頭に置きながら、発注者と元請の関係のみならず、下請も含めまして、受注者による技能者登録ですとか、賃金の支払い状況、施工体制といったことの確認を行っていきたい、このように考えてございます。

　また、前回御指摘ありましたような重層下請構造全体の在り方ですとか、建設業の許可を要しないような小規模工事に関するものの在り方につきましては、第１回で整理させていただきましたとおり、今後の制度改正の内容も踏まえつつ引き続き検討していきたい、このように考えてございます。

　そうしたことがあった上で、今般の制度設計に当たりまして、この基本問題小委員会の中でさらに御議論いただきたいと考えてございますのが、２点ございます。１つは、今回の制度改正のキーとなります標準労務費につきまして、幅広く合意が得られる方法での作成・勧告をどのように考えていくか。また、もう一つといたしましては、労務費を確保していくという観点で、この労務費の見える化というものをどのように考えていくかといったような観点でございます。

　４ページを御覧いただければと存じますが、標準労務費につきましては、単位施工量当たりの標準的な労務費を出していくといったことを考えてございまして、２つ目のくちばしでございますけれども、具体的には、東京における標準的な仕様・条件での設計労務単価に歩掛りを掛けたものという形で算出をしていって、東京以外の地域ですとか標準以外の仕様のようなものについては、補正を行っていくといったことを考えてございます。

　そうしたら算定式によりまして出していくことによって、この標準労務費に基づく請負代金というのが設定されれば、設計労務単価相当の賃金支払いが可能になろうということを考えているところでございますが、５ページのところを御覧いただければと存じますが、この標準労務費は、実際に例えば歩掛りごとに標準的な仕様・条件を特定するということを考えたときに、例えば直轄工事でありますと、土木のみでも１,３８６種類歩掛りがあったり、あとはその歩掛りの中にも様々な規格が存在するといったところがございますので、下の青い箱でございますけれども、標準労務費はあくまで標準的な規格について勧告するものだという観点で、工種によっては幅を持たせて勧告してはどうかといったことを考えているというのが１つでございます。

　もう一つといたしましては、例えば材工分離がなかなかなされていないですとか、そういった工種もある中で、まずは合意が得られやすいようなところ、材工分離しやすいようなところから段階的に、もしくは労務比率の高い工種から勧告していくということが考えられるか、こういった点について御意見を頂戴できればと考えているのが１つでございます。

　もう一つが、その標準労務費のつくり方、使い方のような部分でございますが、６ページを御覧ください。実際、材工分離がなされていない場合につきましてはなかなか確認が困難であるとか、そういったようなところが考えられる中で、現在もう取り組んでいるところでございますけれども、各段階の請負代金における労務費の確保のために、標準見積書ですとか請負代金内訳書等におけます労務費の内訳明示、見える化と呼ばれているものですが、これを促進してはどうかというのが１点。

　また、標準労務費の使い方に関しましては、例えばその標準労務費を一定程度下回った場合について、いきなり行政指導・行政処分の対象にしていくのではなくて、そうしたものを検知した上で、それが本当に不当廉売に当たり得るのかといったことをきちんと調査した上で、やはりこれは不当な廉売だろうというところについては、行政指導等を行っていくという運用にしてはどうかと考えてございます。

　こうした点についても本日、御意見を頂戴した上で、標準労務費を下回る内容の契約の抽出ですとか、廉売行為の制限の適切な運用については、整理を行ってまいりまして、周知を行っていきたいということを考えているところでございます。

　資料３については以上でございます。

【小澤委員長】　　ありがとうございます。それでは、御質問、御意見、どうぞ。

　じゃあ、堀田先生、その後、大森先生。

【堀田委員】

堀田でございます。標準労務費のお話、これは、賃金水準の下支えの仕組みが我が国において非常に脆弱であったという問題を解決する上で、非常に重要な取組だと認識しています。これをどのように具体的に定めるかということは、これまでも懸案だったわけですので、そういう意味では、本日の御提案は非常に大きな進展だと理解しています。

　この標準労務費、皆さんが合意できるような決定のプロセスというのはどのようなものであろうかと、そういう問題提起がございました。これは、他国でも似たような仕組みを有しているところが様々ある中で、やはり我が国に見合った仕組みというのを考えるとき、この中建審のワーキンググループも含めた形ですけれども、この中建審の場で決定をするというのは、非常に合理性のある決め方なのではないかと思います。中建審自体が中立性、それから、特定の当事者に偏らない不偏性を有している諮問機関、審議体であるということ、一方で、そのメンバーには、当事者、様々な関係主体の方が参加されていらっしゃるということにおいても、非常に有力な、その決め方のプロセスになるのではないかと思います。

　そういう意味で、この御提案については賛成いたしますけれども、その上で１つコメントを申し上げます。標準労務費の決め方で、今、御提案として、設計労務単価を基にということが提示されています。設計労務単価、これ、次の資料の４ページにも書かれていますけれども、これは設計労務単価掛ける歩掛りに相当するとみなして算定してはどうかという御提案です。設計労務単価も、本来支払われるべき労務単価を定めていて、かつ公共事業の労務費調査に基づいてこれが決まっているものですので、意味合いとしては整合している部分が多々あると思いますけれども、一方で、幾つか課題もあるように思います。

　１つの大きな課題は、このように標準労務費を定めてしまうと、資料のほかの箇所にもありますが、レベル別の価格を示すことが、このやり方ではできなくなってしまうということがございます。資料の２ページ目にありますけれども、矢印がありまして、標準労務費から右側に行って、技能労働者の賃金、このＣＣＵＳレベル別の年収が様々に定まるという、この道筋が、設計労務単価のように算定してしまうと定めることができないと、そういう課題があるように思います。これをどのように解決するか。これは、もしこういったワーキンググループが設置されるのであれば、そこで検討されるべき課題かとも思いますけれども、まさにレベル別の標準の年収等を定めるというのは、このＣＣＵＳの設立の趣旨でもございますし、現に建専連さん、それから、ＣＣＵＳ処遇改善推進協議会においても、既にそういったレベル別の標準年収の提示がなされているところです。

　これが存在することによって、まさにレベルを、あるいはスキルを上げようというインセンティブが設けられると、そういう重要な仕組みであるということを考えますと、この標準労務費においてそういった機能が果たされないというのは、議論が後退してしまうことにもなりかねないということですので、検討されるべき課題かなと思います。

　結局のところ、突き詰めますと、標準労務費を定めようとするときに、それは何を意味するのか。それは、設計労務単価を定める定義や考え方、あるいはそこで含まれているような価値判断、政策判断と全く同じなのか、あるいは違うところがあるのか、そういった根本的な意味合いも含めて、この標準労務費についてはさらに議論が深められるべき課題かなと思っております。

　以上です。

【小澤委員長】　　重要な御指摘、ありがとうございます。

　大森先生。

【大森委員】　　大森です。基本的には、ここにお書きになられていることに、私も賛成です。よくまとめられていると思うんですが、今、堀田先生からも出ましたように、私も１点だけ、標準的な労務費と言っているこの標準とは何ぞやというのは、検討会をされるときには、よく考えていただいたほうがいいと思っております。

　それから、労務費を示すということに関して、副作用がどんなものがあるかちょっとまだ見えない段階では、いきなりの制度化というよりは、私は段階的、もしくは試行的という、順次、少し時間をかけていろいろ検証していったほうがいいだろうと思っております。

　以上、意見です。

　１点だけ確認させてください。４ページの下の表の見方なんですが、標準労務費が６万５,０００円トン当たりで、下に適用労務単価で２万６,０００円と２万円と書いてある、これは、差額の１万９,０００円というのはどう読めばいいですか。この読み方を教えていただければありがたいんですけど。

【小澤委員長】　　ありがとうございます。続いての御意見。

【荒木委員】　　失礼します。建設業協会の荒木です。

　標準労務費について、これはダンピング防止の基準と考える前提としては、妥当な歩掛りを当てるということが大前提になるんだろうと思いますが、現状の歩掛りの運用が妥当かどうかということについてはかなり検証する必要があって、大幅に変える必要があるのではないかなと指摘させていただきたいと思います。

　一例として、国交省さんが決めておられる施工パッケージ型積算方式の説明書きの中に、公式に、「代表機労材規格には示していなくても、標準単価には施工に必要な全ての費用を含んでいる」という表現があります。つまり、項目が入っていなくても、いろいろ現場状況で違う項目は全部認めませんよと、取りようによったら、標準歩掛りで、もう押し切ってやりますよというふうに受け取られかねない表現が入っているところから、現場の実情というのは、歩掛りが状況によって違うんだということの柔軟性をどこかで担保していかないと、絵に描いた実際と違う歩掛りで要は標準労務単価というのを計算していくと、あまり実態として運用のメリットが少ないものになるのではないかなというリスクを、ちょっと指摘させていただきたいと思います。

　なお、先ほどの質問の中で、標準労務費に幅を持たせるということについてのリスクは、やっぱり下値に張りつく、運用を間違うと全部下値に張りつく運用で流されるというリスクを意識した運用にしていただきたいということと、それから、労務費の内訳明示を進め過ぎますと、請負契約になりません。常用生産的な生産業務になってきます。例えばとびさんだったら、とび・土工が何人工、それに足場のリース料が幾ら、以上、終わりという内訳になってしまうと、利幅を取るところが全くなくなるので、そういうことをやればやるほど、元下間では下請さんをたたく材料になってしまうと、言えるんじゃないか。そういうリスクがあるということで、明示することが果たして本当にいいのかどうかということについては、議論をしていただきたいと思います。

　それから、最後に、賃金の行き渡り確保について、いろいろ施策をここで考えていただいておりますことは感謝しますけれども、それの最後に、実際に各職人にその賃金が払われたかどうか、どのレベルの賃金が払われているかどうかをチェックするシステムがどこかにないと、上のほうでは絵は描いたけれども、実態のところはノーチェックだったとなりかねませんので、ＣＣＵＳをお使いになられるのかどうか、そこらも含めてですけれども、できるだけ、これも広くあまねく労働者の方の賃金チェックで、確かに確実に上がってきたというものが分かる制度というのを押さえに持っておかないと、今回の議論のスタートはそこのところも入っていたと思いますので、よろしくお願いいたします。

　以上です。

【小澤委員長】　　ありがとうございます。ほかにいかがでしょう。

【沖本入札制度企画指導室長】　　先生。

【小澤委員長】　　はい。

【沖本入札制度企画指導室長】　　すみません。先ほど大森先生から、確認いただいておりましたので、この４ページの下の数値のところ、国土交通省沖本より、ちょっと補足で説明をさせていただきます。

　これ、標準労務費というのは、これは６万５,０００円と書いてありますけれども、１トン当たり組むのにどれぐらいのものがかかるかということで、考え方としては、下の適用労務単価、これは２万６０,００円、２万円というのがあるんですが、こういう人が何人工あればこの１トンのものを組めるのかということで計算をしていく。だから、２万６,０００円掛ける何人、２万円掛ける何人ということで、１トン当たりのものだと６万５,０００円になりますよと、こういうことのイメージとして示したものであります。

　ただ、ここに書いてあるこの６万５,０００円というのは市場単価で入れていまして、というのも、鉄筋の場合はあまりこの１つのものというのが、こういうものはなくて、市場単価で使っているというものもありますので、ちょっとそこは不適切だったのでございますけれども、そういうような発想ということになります。

【小澤委員長】　　大森先生、よろしいでしょうか。

【大森委員】　　はい、ありがとうございました。

【小澤委員長】　　ありがとうございます。どうぞ。

【岩田委員】　　建専連の岩田です。よろしくお願いします。

　今、ここで示されている内容について、大賛成であります。やっぱり皆さんが気にされるのは、標準的な労務費と示された相当額が給与に反映されるのか、下請へもちゃんと流れるのかということに関しての担保、チェックをどうするのかということだと思うのですが、全国１０か所を回ってきて、会員への周知を含めて地区の会員団体へ、ここの議論の説明もしております。その中で、貰えないから払えないと今までずっと言ってきたわけです。だったら、貰えたら払うよと。これは、我々がグリップするべき問題だと思っていますので、ここは賃金台帳を出してでも、その証明をしなければならないことは、大方、幹部の皆さんには納得いただいているという実感を持っております。

　それともう１点、スピード感についてなんですが、段階的にというのも、まず成功例をつくらないといけないというのも理解します。今までのように労務費を考えず決まったお金から利益を確保して下に発注する構造は、今も継続して各地でございます。これを放置したら雇用を確保して、先に賃金を上げている優秀な企業から潰れます。

　ですので、職人をかかえているところはそれなりの経費が掛かっているわけですから、これが仕事が無くなってきて、次にダンピングが起きて、安値受注するところがまた出てきて、自社の利益分をもらった請負額から引いて下請に出すという構造を許していれば、雇用して原価率が高くなっている優秀な企業から潰れていくので、そのスピード感だけは是非とも考慮頂きたいと思います。

　今は仕事があるので、安値競争の危機感を現実味としてとらえていないけれども、四国のように仕事がなくなれば、そうした現実が起きることを開口一番言われました。もうそろそろ机上の議論にしておかないで、仕事がないエリアのことも考えてくれと、そういう政策をスピード感をもってやってくれということでしたので、お願いとして意見させていただきます。

以上です。

【小澤委員長】　　ありがとうございます。ほかにいかがでしょう。どうぞ。

【浜田委員】　　ワーク・ライフバランスの浜田です。

　標準労務費について、賃金の行き渡りに関して、透明性高く、業界全体を支える画期的な仕組みだと考えています。

　１点、見える化の部分についてコメントをさせていただきたいのですが、一般の方や志望する学生、指導される先生からも信頼いただけるように、ゴールを設定したいと考えます。今回、例えば下回る契約の抽出などで指導していくというようなところは、仕組みとして必要で欠かせない部分だと思うんですが、こうしたところばかりを注目されてしまうと、もったいないと思います。正しく注目されないがゆえに、先ほど岩田さんがおっしゃったような、真っ当な企業が損をしてしまうというような構造を変えていきたいと思いますので、一般市場からも見える化されていることについて、ぜひ加えて御検討いただきたいと思います。

　先ほど、先生方の御説明からは、給与と休暇というところを重視しているというお話がありましたが、休みが取れることや転勤をはじめとするライフの負荷が少ないことがポジティブであるというお話もいただきましたので、働き方についてもセットで伝わるような形を目指していただきたいと思っています。

　以上です。

【小澤委員長】　　ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。

【青木委員】　　住団連の青木です。標準労務費の考え方についてですけれども、住宅業界においては、いわゆる設計単価とか歩掛り、統一的なものというのは今現在ないと認識しております。また、つくることも難しいと思われますが、理由としては、設計労務費に相当するものは、ある意味、技能によって異なるということがあります。それから、歩掛りに関して言えば、プレハブ住宅と一般の在来工法ではつくり方が全く違いますので、そういった意味合いでも同じ歩掛りは使えないということがあります。

　そういった意味合いで、もし住宅業界に当てはめるとすれば、全く別の標準労務費が必要ではないかと考えますが、特に労務費が不当かどうかという物差しとして、今後、標準労務費単価が使われるということであれば、なおさら住宅業界としては、業界全体としてのコンセンサスがやはり必要ではないかなと思います。住宅業界と関係ないところで例えばつくられた単価がそのまま適用されて、それで、多いとか少ないとかいう形で判断されるというのは、なかなか納得を得られず、説明するのも難しいということではないかと考えます。

　以上です。

【小澤委員長】　　ありがとうございます。はい、どうぞ。

【小倉委員】　　全建総連の小倉と申します。資料３に関連して、３点、意見を申し述べさせていただきます。

　まず、１点目でありますが、３ページの標準労務費に関する制度設計についての２項目において、賃金の行き渡りの確認については、まずは公共工事については検討・試行と、こういった記載がございます。確かに公共工事を先行させるということについては、施策の進め方として否定をするものではありませんけれども、本小委員会においては、公共工事、民間工事を問わず、建設産業全体の問題として捉え、その上で賃金の行き渡りをどうするかということが重要かつ喫緊な課題として掲げられていると、そのように理解をしているところであります。

　そうした中において、建設投資で見れば、公共工事の２倍以上の規模となる民間工事を、試行ということであっても、実質上制度運用を開始時に除外する、事実上、建築分野の大半を対象外にするということについては、産業全体に誤ったメッセージを送ることになりますし、建設技能者の処遇改善の流れに水を差すことになりかねないのではないかと、強く懸念をしているところであります。こうしたことから、確認の対象工事については、賃金の行き渡りの取組を加速化させるためにも、公共、民間を問わず、同時期に実施をすべきと考えているところであります。

　２点目は、５ページの下段の審議いただきたい事項についてであります。１項目は、標準労務費の勧告の在り方等々について、工種によって幅を持たせるということが書いてありますが、ここの部分については有効な手段であると、そのように受け止めるところであります。今回、標準労務費の対象については、公共工事設計労務単価５１職種のうち、ＣＣＵＳの能力評価基準が整備をされている３２職種が対象になると、そのように理解をしておりますが、このうち運用開始時に職種、あるいは技能者数でどの程度カバーできるのかが大きなポイントになると認識をしておりますので、まずは可能な限り、広範な工種において対象にできるよう工夫をすべきと考えております。

　それから、２項目の段階的に勧告、または労務費率の高い工種に限って勧告ということでありますが、ここの部分については、先ほど来、複数の委員から御発言がありましたが、岩田委員からも発言がありましたとおり、極めて慎重な検討が必要であると考えております。工種が限定されてしまいますと、工種間格差が生じかねないということもありますが、冒頭申し上げましたとおり、賃金の行き渡りの確認が公共工事、かつ特定の工種のみ対象とする場合、その処遇改善の効果は極めて限定的にならざるを得ず、当初の目的はどれほど果たせるのか甚だ疑問であります。

　どのような制度設計にするかということについては様々意見があろうかとは思いますが、今回の場合においては、まずはウイングを広げて、その上で運用開始以降の適切な時期に規格を細分化するなど一定の見直しをすると、こういったことが適切ではないかと認識をしておりますし、その対応として課題があるとすれば、解決に向けた議論を深めるべきだと、そのように思っております。

　今後、中建審の下に標準労務費の具体の範囲や内容等についてワーキングを設置して検討していくと明記をされておりますので、現時点において、過度な対象の絞り込みということについては、時期早尚と考えております。

　最後に３点目、ＣＣＵＳについてであります。本日の資料では、賃金引き上げ、または、この後、議論になろうかとは思いますが働き方改革を含めて、ＣＣＵＳの活用を前提としているものが複数含まれております。

　こうした施策の方向性が示されている中において、この間、中建審の総会、あるいは本小委員会において、ＣＣＵＳの法的位置づけの明確化などを求めることについて、一定の発言があったと承知をしておりますが、そろそろそういった内容について検討課題として明記する時期に来ているのではないか、まさに機は熟したと思っておりますので、ぜひ前向きな検討をお願い申し上げます。

　私からは以上になります。

【小澤委員長】　　ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。どうぞ。

【御手洗建設業政策企画官】　　すみません、事務局でございますが、今の小倉委員の御意見に関しまして、１点、ちょっと私の説明が行き届いていなかった部分がございましたので、補足させていただきますと、３ついただいたうちの最初のところですね。今回、民間を問わず行き渡りを確認するべきであるということについては、全くもっておっしゃるとおりだと思っております。今回、２ページで挙げておりますような制度改正として、まず行き渡りをやっていくために、標準労務費をつくって、不当廉売をやって、コミットメントしてというお話がございますけれども、この制度というのは、当然に公共、民間を問わずやっていかなきゃいけない話ですよねというところがございます。

　じゃあ、実際にこれが制度改正の内容となってくるわけでございますが、じゃあ、この制度改正した上で、次の段というか、ほぼ連続してになりますけれども、実際に行き渡りしているんですか、どうですかということを見なきゃいけないですよね、ということになってくると思っております。その行き渡りを見るに当たりまして、もちろん下請約款の中で表明保証ですとか賃金開示、そういったものを約款として追加するんですけれど、かつ標準労務費もやはりワーキングをつくって考えていくという中で、そういうものが整うまで行き渡りを確認しなくていいのかと言われたときに、当然そんなことはないと思っております。

　そのために、現在、民間の工事とかにおいても、いろいろモニタリングの調査とかをやらせていただいるところではございますけれど、今回、御提示させていただいたまずは公共で行き渡りを確認しましょうというのは、いろんな制度改正をしていくのはあるのですけれど、それに先行して、まずはちゃんと公共工事で行き渡りしているかどうかというところを先行して見ましょうというところでございまして、制度改正自体は当然、公共、民間問わずやっていきますと。

　先行して公共工事の中で行き渡りを確認する方法というのを、ちゃんと我々も試行錯誤していって、それを当然に制度改正していって、民間のところでもできるようにしていきましょう。そういった流れを考えてございますので、全くもって公共工事とかに限定しましょうという趣旨ではございませんので、ちょっと補足と訂正をさせていただければと思ってございます。

【小澤委員長】　　ほかにございませんようでしたら、時間もございますので、次の議事に移らせていただきます。御意見、ありがとうございました。

　最後の議事でございます。働き方改革についてということで、資料４の説明をよろしくお願いします。

【御手洗建設業政策企画官】　　資料４を御覧いただければと思います。１ページでございます。

　制度設計の方向性といたしましては、建設プロセス全体で適正に工期が確保されることをどう制度的に担保していくかということ。また、ＩＣＴの活用を推進して、施工体制ですとか勤怠管理を見える化していくということをやっていくべきではないかということで、具体の制度改正の内容といたしましては、まず受注者のほうに著しく短い工期を禁止するということ。これは、発注者のほうは、既に著しく短い工期というのは建設業法の中で禁止されてございますので、それに加えて受注者のほうにも、工期ダンピングのようなものを禁止していくという趣旨でございます。

　加えまして、施工体制の見える化という観点につきましては、３つ目のチェックでございますけれども、国がＩＣＴの活用を念頭に、建設工事の現場を適切に管理するための指針を作成して、特定建設業者に遵守していただくということを制度化していく方向でございます。

　こちらつきましては、２ページを御覧いただければと存じますが、先ほど申し上げましたとおり、既に工期の基準というものがございまして、発注者に対しては適切な工期設定というのが求められているところでございますが、こうした工期の基準に基づく適切な工期設定変更ですとか、来年４月からの上限労働規制をはじめとする関連施策の考え方については、引き続き関係省庁とも連携しながら、公共、民間の発注者、建設業者、様々な主体に対して周知を行っていくことに努めていきたいと考えてございます。

　また、前回、ワーク・ライフバランスの浜田委員から御提案いただいたような勤務間インターバルですとか、様々な促進していくべき取組というのはあると考えてございます。こうしたものにつきまして、例えば工期の基準ですとか、ガイドラインですとか、いきなり法律で義務づけるというよりは、その一段前のところで、いろいろな位置づけを考えていって、どうやったら普及させていけるか、こういったことも考えていきたいと考えてございます。

　加えまして、指針の関係でございますけれども、こちらにつきまして、ＩＣＴの活用事例、成功事例みたいなものを広く収集しながら、専門家ですとか実務者の方の意見を伺いながら、具体の指針の構成内容については考えていきたいと考えてございますが、今回、指針のイメージのようなものを３ページに掲載させていただいてございます。

　具体的には、工事のフェーズ、計画段階、準備段階、施工段階、ちょっと名称は違いますけれども、技術者とか技能者の育成みたいな、そういった様々な工事に関するフェーズというのはあると考えてございます。

　それらにつきまして、どういったことを考慮すべきかという観点を洗い出した上で、それぞれの観点について、取組とか活用可能なツールというのはどういうものがあるか、どうすればそういった観点が進捗していくかといったことを整理していった上で、それが大規模な事業者さんでなければできないことなのか、それとも、家族経営のような小規模な事業者さんでもできるのかとか、そういった観点も入れながら、現場を適切に管理するための指針というのをマッピングしたような形でつくっていければなと考えているところでございます。

　あともう１点、前回の議論の中で、ＣＣＵＳを勤怠管理に使っていけないのかといったような御質問を、複数の委員から頂戴しておりました。４ページ、引き続きＣＣＵＳを促進していきますということなんですけれども、５ページのところを御覧いただければと思います。

　今、ＣＣＵＳの画面の中で、勤務時間ですとか有給処理みたいな機能というのは、実装されてございません。また、出退勤時間は入力できるけれども、表示できるような仕様にはなってございませんで、あくまで現場の出退勤時間を記録するためのものになっているところでございます。こうしたことをさらに勤怠管理に活用していくためには、まずはＣＣＵＳのデータの真正性というものがございますので、就業者の方々に全員登録いただいて、施工体制を組んでいただくと。その上で、事業者の方の同意ですとか個人情報の保護とかに留意する必要はございますけれども、大幅なシステム改修を行っていけば、発注者が出退勤時間みたいなものを確認いただくことというのは、技術的には可能となってございますので、どういった方向性で活用できるか引き続き考えてまいりたい、このように考えてございます。

　あともう一つ、制度改正全体というところで、今、この基本問題小委員会で制度改正について御議論いただいておりますが、今後、法改正などを行っていくに当たりまして、もう一つ、第１回でもちらっと触れさせていただきましたが、技術者の専任要件の緩和という話がございます。６ページ以降でございますけれども、御案内のとおり建設現場、技術者というものを置くことになってございますけれども、８ページを御覧いただければと存じますが、重要な工事、一定以上の規模につきましては、その技術者の方の専任配置というものが必要になってございます。

　こうしたところにつきまして、例えば常駐、ずっといていただかなきゃいけないんじゃないですよとか、短期間、現場を離れていただくことは差し支えないとか、そういったいろいろな解釈を示させていただいているところなんですけれども、９ページでございますが、昨年の、閣議決定されてございます規制改革実施計画という計画の中で、ＩＣＴデジタル技術を利活用して、こうした選任要件のようなものについても必要な見直しを行うべきであるといったことが位置づけられてございます。

　こちらにつきましては、１０ページでございますけれども、既に一昨年から技術者制度検討会という形で、有識者の先生方にも御議論いただいてございまして、大きな方向性というのは大体できているところでございます。

　具体的には１２ページ、１３ページでございますけれども、１つには、現場で専任いただく管理技術者に関しましては、１億円未満の現場におきまして、必要なリアルタイムの音声と映像の送受信が可能な環境にあって、１日に巡回可能な範囲であれば、必要な連絡員の方を置いていただくですとか、施工体制が把握可能であることといったようなことを満たしていただければ、専任の現場であっても２か所まで兼ねていただいてもよいのではないかということが１つ。

　もう一つ、１３ページでございますけれども、営業所ごとにも技術者の方を専任で配置することになってございますけれども、今申し上げた監理技術者と同様の条件を満たしていければ、営業所と１つの専任現場、計２つの現場まで兼ねていただいて問題ないのではないか、こうした方向性をいただいているところでございまして、今回の制度改正の全体像の中にこういった話も入り込んでまいりますので、御紹介という形で今回、報告させていただくものでございます。

　説明は以上でございます。

【小澤委員長】　　ありがとうございます。それでは、御質問、御意見がございましたらお受けしたいと思いますが。どうぞ。

【井出委員】　　ＣＣＵＳと勤怠管理について、お話をさせていただきたいんですが、あまりがっちりしたシステムを国がつくる必要はないと思いますので、基本的な現場での勤務のデータを、いかに企業ベースでの勤怠管理につなげていくかというのは、別の民間企業がいろいろアプリとかを開発されていますので、そこにスムーズにデータを取り込めるような、どういったデータが必要なんだという視点で、民間のシステム開発の会社と十分話し合っていただいたほうがいいかなと思います。

　以上です。

【小澤委員長】　　ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。どうぞ。

【浜田委員】　　ワーク・ライフバランスの浜田です。まず、中長期的に他業界と比較しても見劣りのない、適切な、むしろ先進的な労務管理が実施できる検討について、ぜひ開始いただくというところを明記いただきたいなと思っています。前回、御提案をさせていただいた勤務間インターバルという仕組みについて受け取ってくださって、本当にありがとうございます。普及方策を検討していただくというところが非常に大事だと思いますので、まだまだこの概念が知られていない一方で、睡眠負債を抱えさせず、事故や高血圧、過労死、メンタル疾患を防いでいくという安全面のほかにも、慶應大学の山本教授のデータでは、睡眠の質が高いと利益率も高いというデータもあったりというようなところで、個人が長期のキャリアを考えるためにも、ポジティブに働くと言われていますので、こういったところについて踏み込んでいきたいと思います。

　さらに、例えばその現場に働く全員が、勤務終了後、休息時間が継続１１時間を下回らないものとするというようなトライアルを行っていくというのは、１つの提案なんですけれども、施工管理に関わるメンバーですとか設備業などをはじめとする、工程の後半に大体しわ寄せを受け取って、何とか工期どおりにというふうにお仕事をされている方々においても、大き過ぎる繁忙の波により健康やキャリアを害することのないよう、検討については、試行的にでも、とにかく速やかに始めていただきたいと思います。

　関連して、先ほど岡田先生の御説明から、先輩の話を重視するというお話がありました。つまり、現在働いている若手が満足度高く働けているかどうかによって、次の担い手確保がかかっているということが言えますので、若手を使い捨てない仕組みについては緊急性が高く、重要度も高いという事柄ですので、最優先でスピード感高く取り組んでいただきたい項目です。

　また、最後にコメントをいただいた専任の考え方について、現行の必要性と、それからＩＴを使っての緩和要件について理解をしておりますが、実態としては、仕事を属人化させる、人に仕事を結びつける概念にもなっているところでもありますので、日本全体が労働力人口――これは建設業だけではなくて労働力人口を激減させており、２０４０年には２０１０年の約半数の人口で仕事を回していかなければいけないと言われている状態でもあるので、この専任という考え方そのものについても、考える時期が来ているのではないかと考えております。

　以上です。

【小澤委員長】　　ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

　どうぞ。

【青木委員】　　住団連の青木です。ＩＣＴを使ったリモート管理がだんだん進んできて、それによって専任の兼任といいますか、そういったものも考えられるようになってきたということですけれども、今、もろもろ、リモート管理、いろんなやり方がなされていますが、どの技術であればリモート管理でも許されるのか、こういったことがまだまだ整理されていないと理解しております。やはりこういったものはいいけど、こういった場合はリモートは無理だというようなものをしっかりと整理した上で、専任の兼任の場合でも、それを使ってもいいよというような、そういった形で明確に示していただけると、ありがたいと思います。

　また、住宅の現場ではほとんどが非専任ということになっておりまして、非専任の場合であったとしても、毎作業日ごとに必ず１日１回は現場巡視をしなければいけないという今、規定になっております。これに関しましても、例えば木工事なんかは、もう１か月以上、大工さんが１人か２人しかいないような状況ですので、そこに毎日行ってもほとんど、今日はどこが変わったのか分からないような、そういった状況があります。そういった中で、毎作業日、ある意味毎日、元請の現場監督がそこに行く必要があるのかどうかというところもありますので、やはりここに関しても、リモート、ＩＣＴ技術を使ってやるのであれば、こういったことであれば、毎作業日に行ったとみなすというような、そういった具体的なものを示していただければ、ありがたいと考えております。

　以上です。

【小澤委員長】　　ありがとうございました。じゃあ、最後に。

【土志田委員】　　ありがとうございます。オブザーバー参加をさせていただいております全国中小建設業協会の土志田と申します。

　我々の団体は、主に地方自治体の発注工事を主体に元請受注をしている、中小の全国団体でございます。災害時には誰よりも早く出動して、国民の生活の安全・安心を確保することを使命として、内閣府より指定公共機関としても登録をされております。その中で、この議論、中小にとっても大変ありがたい議論をしていただいていると思うのでありますが、ＣＭ方式やＤＢ方式というのは大型案件になりまして、我々、本当に地方の中小にとっては、直接的に関わることもほぼない議論になってございますので、ぜひ地方の入札契約制度等についても、議論をしていただけたらありがたいなと、かように思っておるところでございます。

　それと、契約のリスク分担というところでございますが、これはやっぱり請負契約という、請負、請けて負けるという名称から来るように、どうしても、私も５０年、この仕事をやっておりますが、まさしく発注者側の力が強く、片務的な関係にあると。もっと言わせていただければ、変更時などには発注者万能主義の建前をかざされて、そこはぜひ見直していかなきゃいけないんじゃないかなと思っている次第でございます。

　それと、賃金の引上げについてでございますが、これについては、やはり予定価格で満額で受注できるような状況になって初めて、適正価格と言えるのではないかと、かように思っております。特に地方自治体は、まだまだ安く受注されることが目的のような制度がはびこってございますので、適正価格で受注をすることができる、そして初めて担い手不足の解消はできるのではないかと思っております。ダンピング受注しかできない現状が賃金アップを阻み、若手入職者の不足につながっていると解釈をしております。落札率が上がらなければ、労務費も上げることは不可能であると。まずは公共発注から見本を示していただければ、民間にもそれが波及していくのではないかと、かように思っている次第でございます。

　最後に、働き方改革でございますが、一番危惧しておりますのは来年４月の上限規制、これをどう乗り切るかということは、我々中小企業の経営者は、本当に恐怖心を抱いて、それに取り組んでいかなければいけないと思っておりますので、ぜひとも今後の議論に期待をしてまいりたいと、かように思っております。

　どうぞよろしくお願いいたします。ありがとうございました。

【小澤委員長】　　ありがとうございました。

　それでは、時間も来ておりますので、本日の審議は以上とさせていただきます。

　本日もたくさんの御意見をいただきまして、ありがとうございます。次回以降も、継続して議論が必要な論点については抽出していただくと同時に、運用のための制度とかルールの議論は引き続きこの後継続されるということですので、この小委員会としての取りまとめの作業も、そろそろ同時に考えていただくということかなと思いますので、次回以降、資料の準備をお願いできればと思います。

　それでは、事務局へお返しいたしますが。

【沖本入札制度企画指導室長】　　ありがとうございます。国土交通省側から何か発言ございますでしょうか。

【岩下建設業課長】　　ありがとうございました。今日も精力的な御意見を賜りまして、本当にありがとうございます。時間を超えてしまっていますが、本当にありがとうございます。

　委員長からも御指摘いただきましたように、今日もいろんなお立場で、運用上配慮しなきゃいけない課題、非常に多々あったと思います。大まかな制度設計を一応前提とした上で、かなり詳細な御意見がありましたので、そういった大枠のところの整理と、さらにその運用上といいますか、実際やっていく中で気をつけなきゃいけないことを、整理させていただいていきたいと思っています。

　大枠のところは少しまとめさせていただきながら、今日いただいた例えば協議の話でいくと、受発注だけじゃなくて元下などでの協議もやっぱり必要で、協議することがまず意味があるとか、いろいろありますので、論点とすべきところと運用上の課題を少しまた明確化させていただいて、次回以降また御議論させていただければ、大変ありがたいと思っております。

　引き続き御指導いただきますようにお願いいたします。ありがとうございます。

【沖本入札制度企画指導室長】　　ほかよろしいですか。

　それでは、これをもちまして、本日の会議を散会とさせていただきます。

　委員の皆様におかれましては御多忙のところ、誠にありがとうございました。

──　了　──